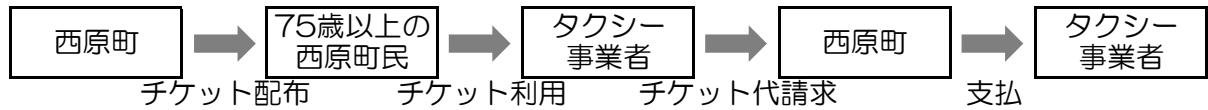


# 西原町高齢者移動支援事業のご案内

西原町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、外出を控える高齢者の生活に必要な移動等の日常生活支援及びコロナ禍における公共交通支援を目的として「西原町高齢者移動支援事業」を実施します。町内タクシー事業者の皆様のご参加をお願いいたします。

## 1. 概要



西原町が75歳以上の町民の皆様へタクシーチケットを配布し、事業へご参加頂いたタクシー事業者でチケットを使用していただきます。その後、町へ請求して頂き、チケット代を町から事業者へお支払いいたします。（具体的には「7. 事業の流れ」をご覧ください。）

## 2. タクシーチケット配布対象者

令和4年4月1日までに満75歳となり、令和3年7月31日時点で本町の住民基本台帳に記録されている方で、支給の日まで引き続き西原町に居住している方が対象者となります。

## 3. タクシーチケットの利用額及び支給額

- ① チケットの額面は、1枚500円です。
- ② 支給額は対象者1人につき2,000円とし、チケット4枚綴りを1セットとして配布します。
- ③ 一度に複数を使用することはできませんが、釣銭は発生しません。

## 4. タクシーチケット配布時期及び支給方法

チケット配布時期は10月を予定しており、郵送で配布します。

## 5. タクシーチケット利用期間

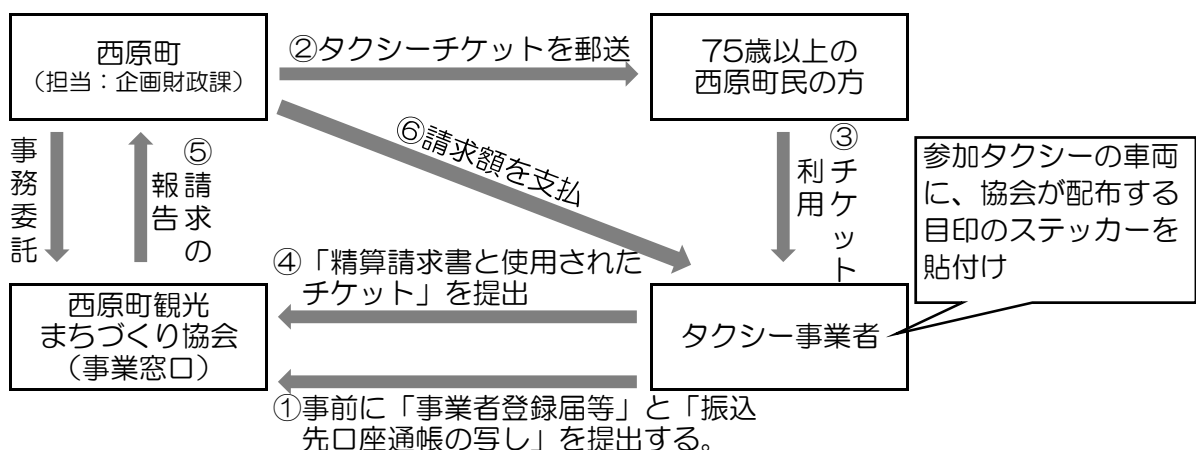
チケットの利用期間は令和4年2月28日までとします。

## 6. 事業参加可能なタクシー事業者

この事業に参加可能なタクシー事業者の皆様は以下に当てはまる事業者とします。

- ① 町内に事業所を有する法人タクシー事業所
- ② 町内に住所を有する個人タクシー事業者
- ③ 本事業終了後もタクシー事業継続の意思を持っている事業者

## 7. 事業の流れ



### 注意事項

- ※タクシー事業者の皆様は、①の「事業者登録届」と「振込先口座通帳の写し」を窓口である西原町観光まちづくり協会へ必ず提出してください。（場所は裏面参照）
- 【提出期間 令和3年9月7日～令和3年9月17日】
- ※④の「精算請求書と使用されたチケットの提出」も、西原町観光まちづくり協会へ提出してください。
- ※④の提出は月ごとにまとめて提出するようお願いいたします。
- ※精算請求書の提出は、チケット使用月の翌月の7日までにお願いいたします。
- 例) 11月利用分チケット代は12月7日までに請求書を提出